資　　料　　４

道路事業　再評価

意見照会にかかる各県知事の回答

平成 30 年 11 月２日
国土交通省　東北地方整備局

目　次

○秋田県知事意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

○福島県知事意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

東北地方整備局
東整企画第26号
30年10月18日

建　政　－　９３６
平成３０年１０月１７日

東北地方整備局長　髙 田 昌 行　様

秋田県知事　佐 竹　敬 久

秋田県
知事

東北地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の
作成に係る意見照会について（回答）

平成３０年１０月１２日付け国東整企画第８３号で依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

[redacted]

○一般国道７号　二ツ井今泉道路、鷹巣大館道路（Ⅱ期）

国の対応方針（原案）（案）については、異議ありません。

本県では、県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備を重点施策に位置付けており、人口減少社会であっても持続可能な地域づくりを進めるため、時間的距離の短縮により県土のコンパクト化を図るとともに、物流の効率化や交流人口の拡大を目指し、これまでも、高規格幹線道路の整備促進について強く働きかけてきたところであります。

当該事業は、日本海沿岸東北自動車道の一部区間を整備するものであり、県内外と大館能代空港、能代港、秋田港等とのアクセス性の向上により、特に、県北地域における企業立地や観光振興などの地域活性化に大きく寄与するものと期待しております。また、当該区間は、現道の一般国道７号とほぼ平行しており、災害時の通行止めに対する代替路の確保が可能となることからも整備が重要であるため、引き続き、早期完成に向けて事業の促進をお願いします。

東北地方整備局
東整企画第31号
30年11月1日

３０企技第　９１３号
平成３０年１０月３１日

国土交通省
東北地方整備局長　様

福島県知事

東北地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）の作成に係る意見照会について（回答）

平成３０年１０月１２日付け国東整企画第８３号により依頼ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

１　事業に対する意見

（１）東北中央自動車道　　相馬～福島

国の対応方針（原案）については、異議ありません。

なお、東日本大震災からの復興を支援するため、早期完成に努めてください。

また、県の費用負担に対する全面的な財政支援と事業が完了するまでの安定した予算の確保をお願いします。